

# 島根県報

号外第一一〇号  
平成十四年十月三十一日  
(木曜日)

規則

目次

島根県営住宅条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（建築住宅課）

公布された条例等のあらまし

◇島根県営住宅条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（規則第一〇二号）

島根県営住宅条例の一部を改正する条例（平成十四年島根県条例第六十四号）の旭丘団地に関する部分の施行期日は、平成十四年十一月一日とすることとした。

規則

島根県営住宅条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十四年十月三十一日

島根県知事 澄田信義

島根県規則第二百一號

島根県営住宅条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

島根県営住宅条例の一部を改正する条例（平成十四年島根県条例第六十四号）中別表の改正規定のうち旭丘団地に関する部分の施行期日は、平成十四年十一月一日とする。

平成14年10月31日

島根県報

号外第110号 (2)

平成十四年十月三十日印刷

発行者

島

根

県

印刷所

松江市学園南町

松島陽根印刷所

定価一箇月  
金一千四百二十円

(送料共)

毎週火・金曜日発行